

「金融検査マニュアル等の一部改定（案）の公表について」
《コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方》

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	自己査定（別表 1） 2. (3) ①債券 償却・引当（別表 2） 3. イ. 債券の評価	全国信用 金庫協会	金融機関自らが保証を付した私募債の取扱いに関して、今般の改定により時価評価の対象となっている有価証券と同様の査定を行うこととなるため、債務者区分の判定は不要となるが、金融再生法開示債権の債権区分の判定はどのように行うのか。	金融機関自らが保証を付した私募債については、従来、時価のない有価証券として、貸付債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類することとされていましたが、20 年 3 月に金融商品に関する会計基準が改定されたことなどから、22 年 3 月期より時価が把握できる有価証券として資産査定を行うこととなります。 債務者区分の判定を行わない場合においても、金融再生法開示債権の債権区分の判定に当たっては、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じ、金融再生法施行規則第 4 条に掲げる定義に基づいて債権区分を適切に判定する必要があります。